

生徒心得

この生徒心得は、中高一貫教育校である武雄青陵中学校の生徒が安全・安心な学校生活を送るとともに、本校の教育目標を達成するために制定されたものである。なお、この生徒心得の改正について、本校生徒は意見を表明する権利を有するものとする。

I 学校生活

- 1 欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校に連絡する。
- 2 無断で校外に出てはならない。やむを得ない事情で校外に出る場合は、教師の許可が必要である。
- 3 校内の施設設備は大切に扱う。
- 4 金品を紛失したり、拾得したりした場合は、担任か生徒指導部の教師に連絡する。
- 5 学校生活に必要なものは校内に持ち込まない。
- 6 携帯電話・スマートフォン等の個人用の通信機器は校内に持ち込まない。
ただし、通話のみの携帯電話の持込みについては申請し、校長の許可を得なければならない。

II 服装・頭髪規定

1 服装

- (1) 本校所定の制服を着用する。制服を改造、変形しない。
- (2) 校内では学校指定の名前札を左胸につける。
- (3) スカート丈は膝が隠れる程度とする。
- (4) ベスト、セーターは学校指定のものとする。
- (5) 防寒具（コート・マフラー・手袋等）は登下校中や校外での活動のとき使用できる。
- (6) 防寒のためタイツを着用できる。
- (7) 衣替えについては、気候の変化や本人の健康状態等に合わせて、生徒各自で柔軟に対応してよい。

2 頭髪・身だしなみに関すること

- (1) 中学生らしい清楚な髪型とし、染色、脱色などの加工をしない。学習に支障のある長さの髪は結ぶか、ピン等で止めること。

3 通学靴・カバンなど

- (1) 通学靴は、学校指定のものとする。
- (2) ソックスは、学校指定のものとする。

- (3) 通学用カバンは学校指定のものを使用する。ただし、これに入らない場合は、学校生活にふさわしい個人のカバン・バッグの使用を認める。

※病気その他の事由によりやむを得ず規定以外のものを着用（使用）する場合は、保護者から異装許可願（生徒手帳）を提出し許可を受ける。

III 自転車通学規程

- 1 自転車通学希望者は、自転車通学許可願を提出し許可を得る。
- 2 武雄温泉駅から学校までの自転車通学は、原則として認めない。
- 3 自転車通学者は道路交通法を守ること。違反した場合は、自転車通学許可を取り消すこともある。

IV 賞罰規程

- 1 学業その他において模範となる生徒は、表彰されることがある。
- 2 生徒としての本分に反したときは、反省を促すために特別な指導を受けることがある。